

令和7年11月12日
危機管理部

災害時遺体対応マニュアル策定にかかる検討状況について

1. 主旨

ご遺体対応の活動にかかる実効性をさらに高めることを目的とした、災害時遺体対応マニュアルの策定中のところ、その検討状況について報告する。

2. 遺体対応マニュアルの検討概要

(1) 基本的考え方

災害時における遺体対応(遺体の搬送・収容、対応人員など)については、災対各部において詳細の活動内容を定めて実施することとしているが、災害時には関係機関等と連携し、状況に応じた臨機応変な対応を行うとともに、大切なご家族を亡くされたご遺族への心配りやご遺体への尊厳の意を込めた対応を滞りなく実施することが極めて重要である。

(2) 遺体対応方針

地域防災計画より、以下のとおり遺体対応方針を定める。

ご遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分考慮し、迅速かつ適切に取り扱うこと

(3) 災対各部の活動内容の見直し及び関係機関等との調整

① マニュアルの検討にあたって

今年度実施している業務継続計画(BCP)の見直しに合わせて、活動体制、内容の見直しを行う。その他、関係機関等との連携についても改めて確認し、調整を行う。また、今回の遺体対応マニュアルの検討では遺体対応の流れを網羅的に掲載し、役割分担の明確化に取り組む。詳細については来年度修正を行う職員行動マニュアルの検討の中で詰めた後、反映する。

② 遺体対応調整機能の検討

ご遺体対応にあたり、災対各部間や関係機関等との円滑な連携が必須となる。各遺体収容所の状況の把握、火葬調整、情報発信など、取りまとめる行うことが必要な業務を整理し、調整する本部機能について検討する。

③ 遺体収容所開設基準及び課題の整理

遺体収容所の収容可能数、対応機能を調査し、開設優先順位を整理する。また、公共施設、協定事業者施設等の活用検討を行う。

④ 遺体対応マニュアルの検討概要

別紙のとおり。

3. 今後のスケジュールについて

令和7年	11月12日	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会	検討状況
	11月下旬	マニュアル(素案)の策定	
	12月	マニュアル(案)の作成着手	
令和8年	1月下旬	災害対策推進委員会	マニュアル(案)
	2月上旬	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会	マニュアル(案)
	3月	マニュアル策定	

(別紙) 遺体対応マニュアル検討概要

3

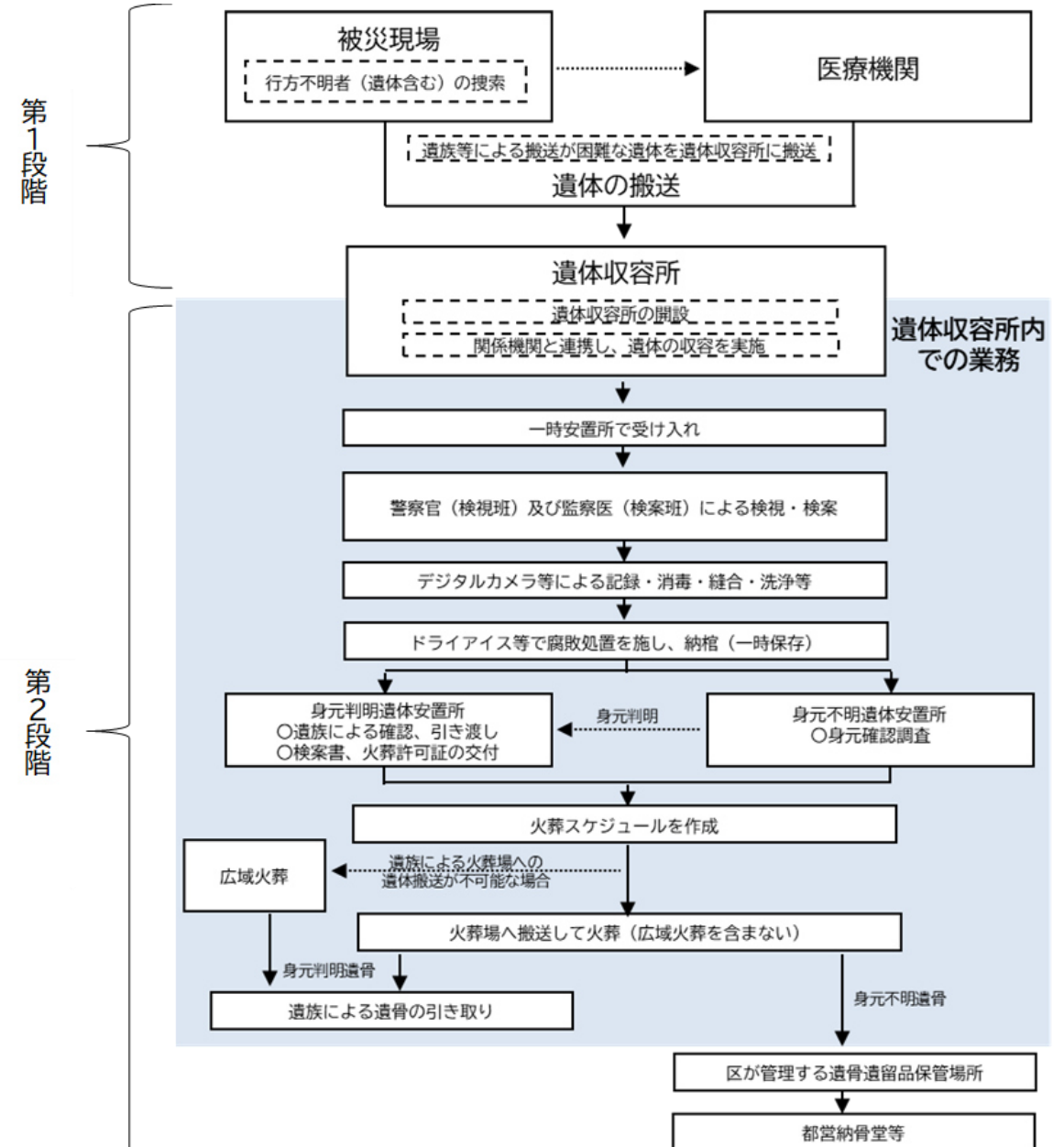
遺体対応マニュアルの構成案

1. 掲載内容

- ・行方不明者(遺体含む)の搜索、搬送
- ・遺体収容所の開設
- ・遺体収容所での業務
- ・火葬調整
- ・関係機関一覧
- ・遺体収容所一覧
- ・対応別の注意事項
- ・関連様式と記入例
- ・用語の整理

2. 対応の流れ(右記フロー図)

多岐にわたる業務を2つの段階に整理し、発災時においても滞りなく実施できるよう各種業務を明確にする。



1

(別紙) 遺体対応マニュアル検討概要

4

遺体対応業務と分担（収容所までの搬送）

業務内容 (大分類)	業務内容 (中分類)	業務内容 (小分類)	担当災対各部
遺体の収容所までの搬送	搜索	搜索要請	災対土木部 災対地域本部
		搜索情報の共有	災対土木部 災対地域本部 災対区民支援部 災対財政広報部
		搜索・搬送班体制の確立	災対土木部 災対地域本部
		搜索現場での関係機関との連携	災対土木部 災対地域本部
		搜索打ち切りの判断	災対土木部 災対地域本部 災対区民支援部
		搜索結果の共有	災対土木部 災対地域本部 災対区民支援部
	搬送	行方不明者生存時の対応	災対土木部 災対地域本部
		行方不明者死亡時の対応	災対土木部 災対地域本部
		関係機関への遺体搬送依頼	災対土木部 災対地域本部 災対区民支援部 災対医療衛生部
		協力協定団体への遺体搬送依頼	災対土木部 災対地域本部
		緊急医療救護所、 医療機関等からの遺体搬送	災対土木部 災対地域本部 災対区民支援部
		遺体搬送方法（手段、ルート等） の決定、収容所への搬送	災対土木部 災対地域本部 災対区民支援部

2

(別紙) 遺体対応マニュアル検討概要

5

遺体対応業務と分担（収容所の開設と運営）

業務内容 (大分類)	業務内容 (中分類)	業務内容 (小分類)	担当災対各部
遺体収容所の開設と運営	災害時の対応 (初動)	被災状況の確認	災対地域本部
		開設時の区民周知	災対財政広報部
		資器材の確保・調達調整	災対地域本部 災対区民支援部
		情報収集 (遺体発見状況等)	災対地域本部 災対区民支援部 災対土木部
		警察機関との連携	災対地域本部 災対区民支援部
		遺体の搬出入調整	災対地域本部 災対区民支援部 災対土木部
		検視班の受入等調整	災対地域本部 災対区民支援部
	災害時の対応 (初動以降)	ご遺族対応	災対地域本部 災対区民支援部
		衛生環境の維持	災対地域本部 災対区民支援部 災対医療衛生部
		火葬許可手続き（手続き場所含む）	災対地域本部 災対区民支援部
		火葬調整	災対地域本部 災対区民支援部 災対医療衛生部
		閉鎖・縮小	災対地域本部 災対区民支援部
		復旧（消毒、お清め？）	災対地域本部 災対区民支援部
		代替施設として使用した遺体収容所の補償	災対地域本部 災対区民支援部

3

(別紙) 遺体対応マニュアル検討概要

6

遺体対応業務と分担（調整機能）

業務内容 (大分類)	業務内容 (中分類)	業務内容 (小分類)	担当災対各部
本部調整機能	初動期	被害状況に応じた各遺体収容所の開設指示と開設状況の把握	災対区民支援部
		遺体収容状況の把握と搬出入の調整	災対区民支援部
		災害対策本部及び関係災対各部との調整	災対区民支援部
		関係機関（都、警察、自衛隊、協力協定団体、検視班等）との調整	災対区民支援部
	初動期以降	災対財政・広報部と連携した死者、行方不明者等の区民広報	災対区民支援部
		都に対する各種応援調整（開設・運営支援、遺体搬送支援等）	災対区民支援部
		災害状況に応じた職員の配置体制の調整	災対区民支援部
		遺体収容所が不足した場合における代替施設の検討	災対区民支援部
		区全体の遺体を把握した上での火葬調整	災対区民支援部
		外国人遺体対応調整（領事館と調整が必要）	災対区民支援部
		遺体収容所縮小、閉鎖の判断	災対区民支援部

4

(別紙) 遺体対応マニュアル検討概要

遺体収容所として指定している施設 (地図版)



(別紙) 遺体対応マニュアル検討概要

8

遺体収容所として指定している施設

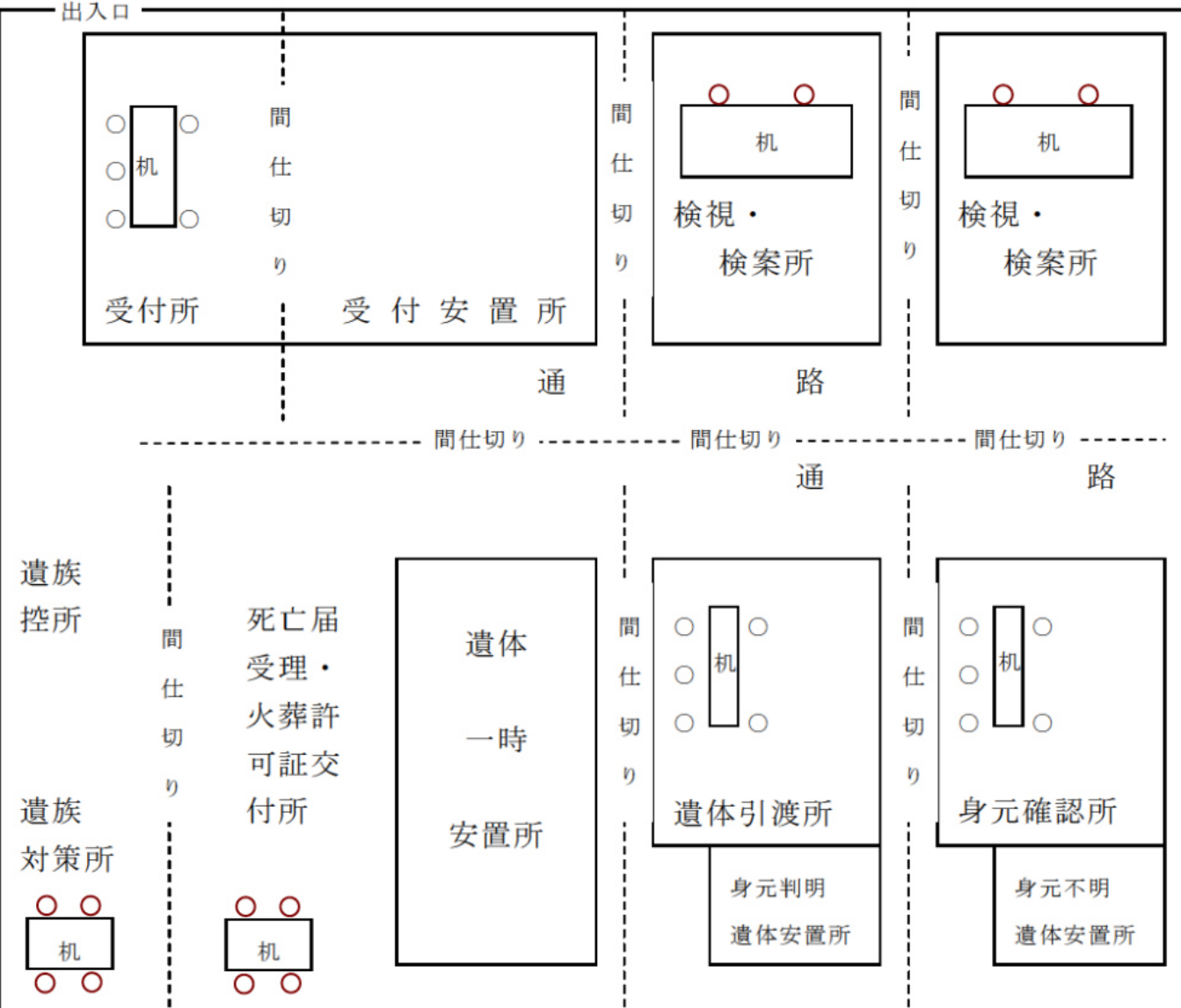
施設の収容能力について、遺体の収容数だけでなく、施設の機能にも着目して整理し、発災直後の少ない職員数でも対応できるよう開設の優先順位を検討する。

※参考資料①、②参照

No	施設名	所在地	遺体収容スペース (㎡) (受付、遺族待機、検視検案等 スペースを除く)	遺体収容 可能数	備考	収容所機能					
						複合施設	エレベーター	洗浄場所	遺族 待機場所	従事者 休憩場所	駐車 スペース
1	池尻地区会館	池尻2-3-11	150	33	市民大学、健康増進・交流施設(せたがやがやがや館)、池尻保育園、池尻児童館と同一施設	○	○	×	○	○	○
2	世田谷地区会館	世田谷2-25-10	41	9			×	×	○	○	○
3	経堂南地区会館	経堂5-21-6	124	27			○	×	○	○	○
4	上馬地区会館	上馬4-10-17	181	40	上馬まちづくりセンター、上馬あんしんすこやかセンターと同一施設	○	○	△ (屋外)	○	○	○
5	松原地区会館	松原5-17-6	100	22	デイホーム松原	○	○	△ (屋外)	○	○	○
6	桜上水南地区会館	桜上水3-4-11	108	24	都営住宅内(都から借受)	○	×	○	○	○	○
7	九品仏地区会館	奥沢7-34-3	100	22			×	○	○	○	○
8	尾山台地区会館	等々力2-17-14	141	31	尾山台図書館と同一施設	○	○	○	○	○	○
9	船橋地区会館	船橋3-11-8	146	32			×	○	○	○	○
10	宇奈根地区会館	宇奈根2-23-10	104	23			×	△ (屋外)	○	○	○
11	上北沢地区会館	上北沢2-1-3	193	42		×	×	○	○	○	○
12	上祖師谷地区会館	上祖師谷4-5-6	150	33	上祖師谷ばる児童館と同一施設	○	×	○	○	○	○
13	北烏山地区会館	北烏山9-25-26	—	—	閉館	—	—	—	—	—	—
14	区立総合運動場体育館	大蔵4-6-1	900	200			○	○	○	○	○

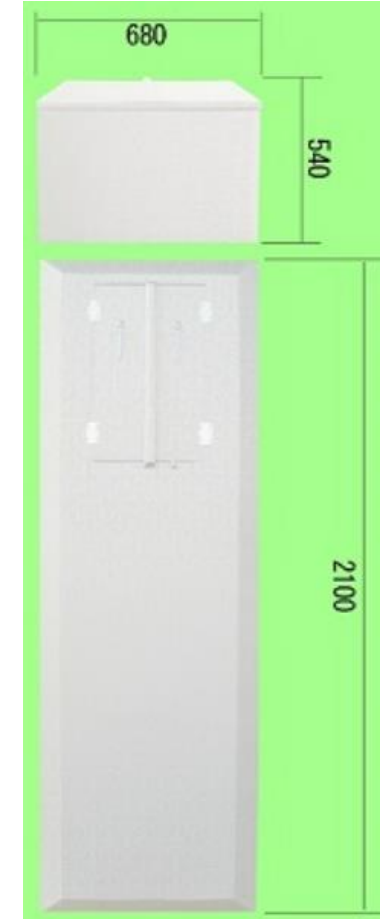
6

遺体収容所における標準的な配置区分図



※都マニュアル（災害時における遺体の取扱いに関する共通指針）より抜粋

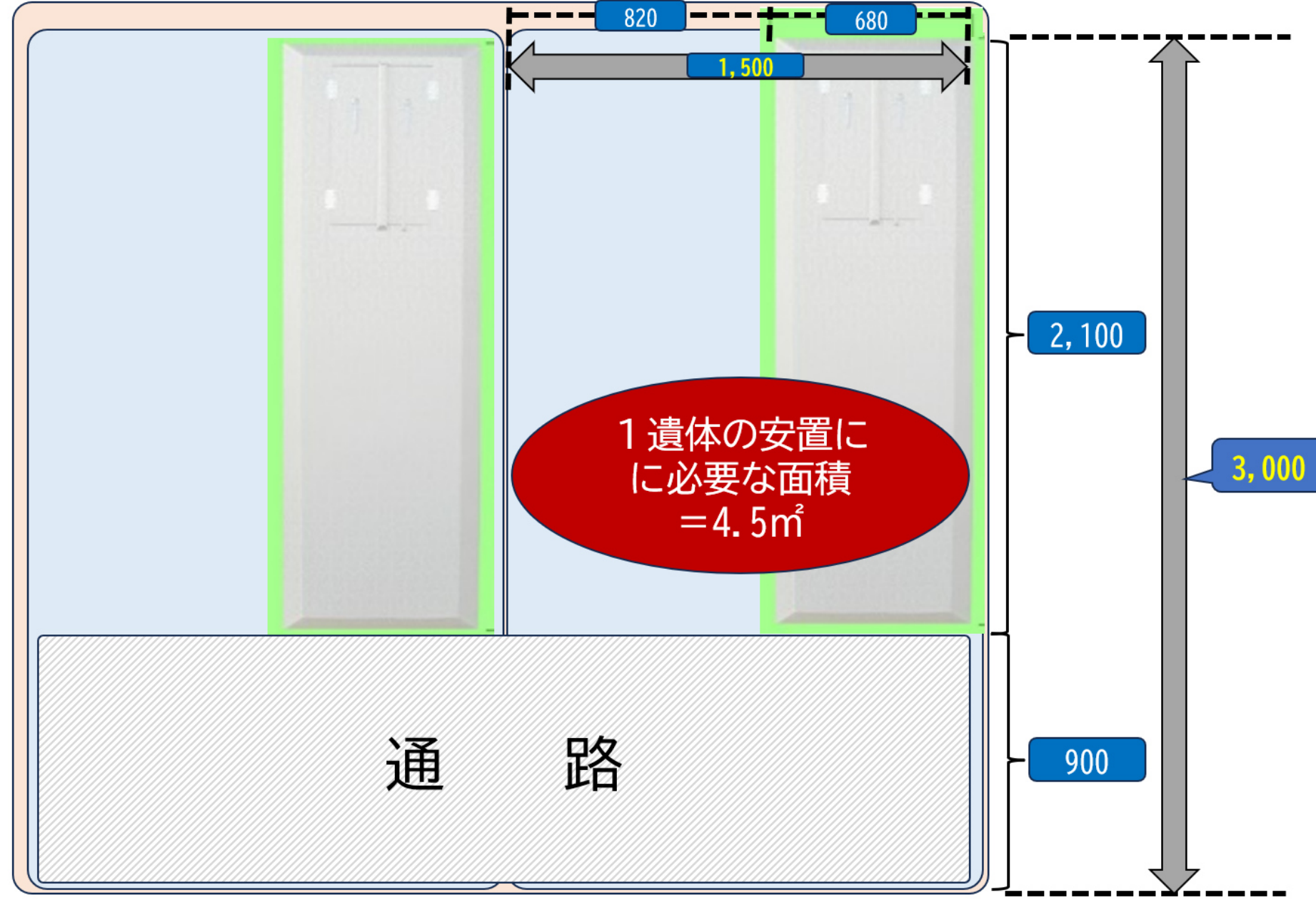
一般的な棺桶の大きさ



臨海斎場で火葬できる棺の大きさ

- ◆ 通常炉：高さ(48cm)、幅(56cm)、長さ(195cm)
- ◆ 大型炉：高さ(60cm)、幅(66cm)、長さ(215cm)

一遺体あたりの必要面積の算出



収容所の収容可能数はこれを基準に算出。

あくまでも一例であり、被害状況によっては、左記のように十分なスペースを確保できるとは限らない。